

文京区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年八月二十日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第七十六号

文京区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

文京区児童育成手当条例施行規則（昭和四十六年十月文京区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。
第三条中「三百六十六万千円」を「三百七十五万八千円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、令和八年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。